

不法就労通報報奨金制度 通報ガイドライン

1 本ガイドラインの目的

茨城県では、広く一般から、不法就労を助長している疑いのある事業者等に関する有益な情報を提供いただくことを目的として、この度「不法就労通報報奨金制度」を開始することといたしました。

本ガイドラインは、制度の運用に当たり、差別や誹謗中傷を目的とした通報や虚偽の通報などの、悪意のある通報を一切受け付けないという方針のもと、皆様に適切な形で通報いただくことを目的としてお示しするものです。

2 通報に当たっての基本姿勢

(1) 事実に基づく通報をお願いします。

- 実際に見聞きした事実について通報してください。推測や思い込みによる通報は、本県では一切取扱いません。
- 可能な限り、具体的な状況、場所等についてもお伝えください。
- 通報時点において、通報者にとって既知の事実について通報してください。
- 通報する内容を探するために、事業者や外国人労働者等に直接接触することは厳に慎んでください。

(2) 労働者個人に関する通報は受け付けません。

- 県が通報を受ける情報は、不法就労者を雇用する事業者や、不法就労者をあっせんするブローカーなど、不法就労助長罪に違反（※）している疑いのある事業者等に関するものに限定します。

※ 以下のいずれかに違反している疑いがある者（出入国管理及び難民認定法）

- ・ 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
- ・ 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者
- ・ 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は上記の行為に関しあっせんした者

- 外国人労働者に関する通報は受け付けません。
- 特に、見た目、国籍など、単に労働者個人の属性のみを理由とする通報は固くお断りします。

(3) 虚偽・悪意ある通報は固くお断りします。

- 以下のような通報は受け付けません。
 - ・ 他者を陥れる目的の虚偽の通報
 - ・ 差別的・侮辱的な表現を含む通報
 - ・ 誹謗中傷を目的とする通報
 - ・ 感情的な批判や人格攻撃を行う通報
- 悪質なものについては、必要に応じて、警察などの関係機関と連携の上対応いたします。

(4) 「不法就労情報提供システム」からの通報のみ受け付けます。

- 電話、メール、労働政策課への直接訪問等による通報は受け付けませんので御注意ください。

3 適切な通報を行っていただくために

(1) 通報前のチェックポイント

通報前に、必ず以下について確認してください。

- ・ 通報内容は事実に基づいていますか？
- ・ 通報内容は事業者やブローカーなどに関するものですか？
- ・ 推測や印象に基づき判断していませんか？
- ・ 差別的な表現や誤解を与える言い回しはありませんか？
- ・ 通報に必要な情報（場所、状況等）は整理されていますか？

(2) 通報時に必要な情報

円滑な事務処理を図るため、以下の情報を御提供ください。

- ・ 通報者に関する情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス）
- ・ 通報者の本人確認ができる書類（以下のうちいずれか1点）

※ 本人確認のため、通報時に写しのデータを添付いただきます。

※ マイナンバーカードについては、裏面は添付しないでください（個人番号が記載されているため、受付できません。）。

マイナンバーカード（表面のみ可）、運転免許証、旅券（パスポート）、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦車運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたもの）、写真付き在留カード、写真付き特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、写真付き公務員の身分証その他の写真が貼付された官公庁の発行する証明書

※ 提供いただいた本人確認書類の写しは、通報者の確認にのみ利用し、目的達成後は、関係法令に基づき適切に廃棄します。

- ・ 事業者名
- ・ 事業所の所在地
- ・ 不法就労が行われている場所
- ・ 具体的な状況
- ・ 根拠となる資料等（提出可能な範囲で）

4 提供された情報の管理について

- ・ 県は、通報者の身元に関する情報を、関係法令に基づき厳重に取り扱うとともに、外部に漏えいしないよう適切に保護します。
- ・ 適切に通報を行った方が不利益を受けることはありません。
- ・ 提供された情報に関する調査状況、警察への情報提供の有無、報奨金の支払いの可否等についてのお問合せには、通報者本人を含め一切応じられませんので御注意ください。

5 適切な通報と不適切な通報の例

(1) 適切な通報例

以下のような通報は受付可能です。

- ・ 自身の勤める会社に不法就労者がいる（社内資料等で確認）
- ・ 不法就労者をあっせんするブローカーから「不法就労者を雇わないか」と声をかけられた
- ・ 不法就労者を雇用している知人から「不法就労者を融通するので雇わないか」と声をかけられた。
- ・ 同業者が、不法就労者を雇用していることを喧伝している

(2) 不適切な通報例

以下のような通報は受付対象外となります。

- ・ 多数の外国人が農場で働いている
 - ※ 特に証拠や理由もなく、外国人であることのみを理由として通報するのはNG、以下も同様
- ・ 多数の外国人が共同生活をしている
- ・ 外国人住民の生活騒音（深夜の話し声・音楽・足音等）で迷惑している
- ・ 外国人住民がごみ出しのルール違反（分別・曜日無視等）を行っている
- ・ 外国人の公共交通機関でのマナーが悪い（電車・バス内での大声での会話、大型荷物で通路を塞ぐ行為等）
- ・ 外国人が路上・公共空間で喫煙・飲酒している
- ・ 留学生がアルバイトをしている
 - ※ 資格外活動許可（週 28 時間以内）があれば適法
- ・ 留学生が複数店舗で短時間ずつ働いている
 - ※ 全勤務先合算で週 28 時間以内であれば適法
- ・ 外国人労働者の配偶者・子がアルバイトしている
 - ※ 資格外活動許可（週 28 時間以内）があれば適法
- ・ 外国人がボランティア活動をしている

6 終わりに

皆様からの通報は、不法就労の防止に欠かせない重要な情報源です。

本制度の適切な運用のため、本ガイドラインに記載されている内容について御理解いただくとともに、適切な通報への御協力をお願いいたします。